

令和元年度第1回会津若松市国民健康保険運営協議会 会議録

1. 日 時 : 令和元年5月15日(水)午後1時～午後2時

2. 場 所 : 会津若松市役所栄町第二庁舎 第三会議室

3. 議 事 : 諮 問

- (1) 会津若松市国民健康保険税条例の一部改正について
(課税限度額の改正)

報 告

- (1) 会津若松市国民健康保険税条例の一部改正について
(軽減判定所得の改正)

- (2) 会津若松市国民健康保険条例の一部改正について

4. 委員会出席者
(敬称略)

会 長 中澤 真 (議長)

副会長 谷津 卓

委 員 江川 清

委 員 大塚 啓子

委 員 小池 金政 (議事録署名人)

委 員 武田 健

委 員 渡部 浩一

委 員 石田 俊夫

委 員 荒井 一貴

委 員 桑原 英俊

委 員 高橋 慶彦

委 員 黒田 裕子 (議事録署名人)

委 員 山崎 雄一郎

委 員 原木 和子

委 員 本田 秀明

委 員 平林 俊夫 (以上17名中16名出席)

5. 事務局出席者	健康福祉部長	長谷川 健二郎
	国保年金課長	山口 恵
	国保年金課主幹	原田 真
	国保年金課主幹	小林 圭輔
	国保年金課副主幹	栗城 宏之
	国保年金課副主幹	上田 裕司
	国保年金課副主幹	渡部 さおり
	国保年金課主任主査	小檜山 智晶

＜議 事＞

会 長 議事に入る。

出席委員は16名であり、過半数に達しているため、ここに協議会が、成立していることを報告する。会議録署名委員については慣例により、会長の指名推薦としたい。

各委員 異議なし。

会 長 異議がないものとし、小池金政委員、黒田裕子委員を指名する。

それでは、(1) 諮問案件「会津若松市国民健康保険税条例の一部改正（課税限度額の改正）」について事務局より説明をお願いします。

事務局 資料に基づき説明する。課税限度額の改正についての地方税法施行令の一部を改正する政令が平成31年3月29日に公布、4月1日に施行されたことに伴い、国民健康保険税条例の一部を改正するものである。内容については、担税能力に応じた負担を求めため、国民健康保険税の世帯の負担能力に応じた負担を求めていくというものであり、それに従い課税限度額を引き上げようとするものである。国民健康保険税は、基礎課税分、後期高齢者支援金分、介護納付金分のそれぞれに税率が設定されており、その合計額を負担いただくものであるが、今回は基礎課税分についてのみ、課税限度額を改正するものであり、58万円を61万円とし、限度額を3万円引き上げるものである。課税限度額の設定について国民健康保険については、保険事業ということで皆様から保険料をいただきながら病気や出産、死亡等医療の保険を行う制度である。保険料は加入者から等しくいただき、給付はそれぞれ状況に応じて給付を受けることとな

り、事例が発生しなければ給付は受けないこととなる。負担と給付のバランスから、所得に応じて一定程度の上限を設け、税額を決定している。

課税限度額については、地方税法施行令において、それぞれの自治体の課税の上限が政令で定められている。上限額を踏まえ、どのような限度額を設定するのは自治体の判断に委ねられている。会津若松市においては、法改正の趣旨にのっとり、地方税法施行令と同様に、また施行時期も合わせた条例改正の諮問を皆様に申し上げたところである。

課税限度額改正についての影響は、基礎課税分については58万円の限度額に達している世帯が156世帯ある。これが3万円引き上げることにより、61万円に達する世帯が138世帯になるであろうという試算をしており、その影響額については446万円程度であろうと試算しているところである。その446万円については、みなさんのご負担が増えることになることから、国民健康保険の会計においては税収が増えるという試算である。参考までに、これまでの改正の経過については、資料に掲載したのでご確認いただきたい。

施行期日については、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用するものである。

適用区分としては、改正後の条例規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるものとする。

会 長 質問はあるか。

江川委員 課税限度額が58万円から3万円引き上げ61万円となるが、3万円の根拠は。世帯数が156世帯から138世帯へと減るのはなぜか。61万以上の方は、今まで以上に負担するということで理解してよいのか。

事務局 3万円の根拠は、国の社会保障審議会や税制改正において議論が行われているところである。社会保険においても上限額が設定されているが、社会保険と国民健康保険における限度額を負担している世帯の割合が同じくらいの構成比になるよう、段階的に引き上げが行われている。3万円を引き上げることにより、基礎課税分の限度額に達している世帯が0.91%から0.8%に減少している。課税限度額に達している世帯の割合を1.5%と近づけるべく全体の議論で決まったきたところである。156世帯から138世帯に減るということであるが、課税限度額に達している世帯ということで単純に国民健康保険税については、所得にかかわらず一世帯あたりと一人あたりと課税額

を決める部分と、所得に応じてその所得に対して率をかけて税額を計算する部分がある。

所得が多い方に税率をかけていくと、100万の所得の方と1,000万の所得の方とでは、額が変わってくる。そこに上限を設け、ある一定程度以上の額になったら、今現在は58万までしか課税しないところを61万円に引き上げていく。実際は、世帯数そのものには変わりはないが、上限が引き上がることにより、上限を超えた世帯数は減っていくことになる。上限額に達している世帯が全体に占める割合が減ると考えていただきたい。計算すると実際には58万円以上や、61万円以上の税額になる世帯もある。所得が多ければ、実際には90万円や100万円になる世帯もないことはない。そのまま課税することではなく、負担と給付のバランスから上限を設定しており、それ以上の金額が算出された世帯については、その上限額までしか課税できないことになっている。上限額、限度額がその意味合いで設定されている。限度額以上の方については、実際に計算した金額が61万円以上であっても61万円までしか課税しないという意味の数字ということである。

江川委員 なかなか理解しにくいところであるので、わかりにくいのでグラフ等で示していただければわかりやすいと思う。

荒井委員 課税最高限度額58万円の世帯が156世帯、それを61万円とすると世帯数が138世帯と考えるべき。その差の20世帯は58万円から61万円の間に入ることではないか。

事務局 そのとおりである。

156世帯の方々が138世帯となるということは、その他の方々については、61万円までいかなくても、58万5千円だったり59万円だったり、60万円だったり少しずつ増えていき、結果61万円に達してしてしまう人が138世帯ということになる。

荒井委員 改正前の世帯数のところに最高限度額の世帯数と記載するとわかりやすいのではないか。

事務局 ありがとうございます。

江川委員 世帯割合率にある0.8%という数字は妥当な数字か。

事務局 国で制度設計をする際に、限度額に達している全国的な世帯の割合を算出し、金額の検討様々行っているわけであるが、その資料によると基礎課税分は全国的には、2.15%となっている。そのような意味で、本市は61万円になる世帯が0.8%となると見込まれることから妥当であると考えられる。所得の水準が全国よりも若干低いのではないかという推定はされる。国では最高1.5%で制度設計をしているが、若干の幅を設け、全体の構成比が0.5%から1.5%の間で制度設計がなされていることを考えると、本市の数字は妥当な数字であると思われる。

江川委員 所得割と均等割と平等割全体の構成として、グラフ化したり、表があるとわかりやすいと思う。会津若松市は高所得者というよりも中間以下が多いと感じる。一方では軽減もされるわけであるが、一般市民にわかりやすいよう資料を作成していただくよう検討いただきたい。

谷津副会長 諮問案件なので基本的なことを聞きたいが、国民健康保険税、国民健康保険料とあるが、税も料もたいして違いはないが、徴収権の実行、あるいは差押さえの優先順位の違い、課税の遡及期間等、違いは若干あると思われる。ただし、よりどころとする法令そのものは、要は法定徴収であるので、保険税は地方税法が改正されたことにより諮問案件となることはわかるが、県内他市の保険料として徴収している市町村と比較し、このような限度額などの不利益な案件が改正された場合、各市町村でバラバラの対応となることはあるのか、今回は各市町村で一斉に諮問しているのか。

事務局 国民健康保険税か国民健康保険料かとの話は、国民健康保険制度は当初は全国的に保険料として開始されたが、税として賦課してよいと規定が出来る背景には、保険料としての徴収がよろしくなく、事業が立ちゆかなくなる危機があったことで、国民健康保険税という制度を導入し、皆様の納税意識に頼ると言うか、徴収の成績を向上させていくということが背景としてあった。今回の国民健康保険料と国民健康保険税の違いにより、限度額の取扱いの差異については、国の議論が行われ、地方税法施行令の一部を改正する政令により、この改正を行うわけであるが、国民健康保険料の賦課の基準となっている国民健康保険法も同様の改正が同時期に行われている。県内において国民健康保険料として被保険者からいただいている自治体はない。保険税として同様の対応をしている。今までも改正が繰り返されてきたが、全県的に6月に条例改正を行ってきた。今回の条例改正についても各市町村同様な対応をしている。

県単位化にはなっているが、現時点では税率を設定しているわけではなく、あくまでも税の課税は各市町村の責任で行うことから、それぞれの自治体の実情に応じてそれ

それが税率を決定している。県単位化になっていることから、将来的には保険料、保険税率の統一の方向を目指してはいるが、不利益になる政令改正の際にどう対応するのか、市町村の裁量が残されている部分については、あくまでもそれぞれの市町村が判断していくものと理解してる。

谷津副会長 地方税法が改正されたとしても、現在のところ市町村の裁量の中で、税率なり限度額が設定されるという理解でよいのか。

事務局 そのとおりである。

限度額の改正であるので、あくまでも各市町村限度額まで引き上げなくてもよいとの判断ができるということから今般諮問しているところである。軽減は国で決まったことであるので、こういうふうにしますということ。国で限度額を58万円だったものを61万円に引き上げることは、各市町村で引き上げないという事が出来ることから、諮問させていただいたところである。県単位化と今回の諮問については、まったく別の話であり、税率については各市町村で設定することになるので、すべからくここで議論していただき、税率の引き上げについては判断いただくが、今回は地方税法の改正とはいいつつ、61万円まで引き上げなくてもいいという部分があるので、諮問させていただいたところである。

江川委員 税金は446万円歳入が増えることとなるが、歳出はどうなるのか。例えば事業費を増やすとか何かあるのか。

事務局 税金の増加分については、歳入が増えるのでその分歳出を増やすということではない。

当初予算については446万の影響を考慮せずに収支のバランスを取った状態となっている。国民健康保険税は、予算編成の時点で、あくまでも見込みということで歳入の見込みを立てた上で、予算を計上している。実際には、平成31年度の国民健康保険税は、平成30年の所得の確定をもって7月に税額を計算するが、その際、当初予算の見込みと乖離している状況が生じていたり、その他の負担金や、国の補助金とのバランスも点検したうえで、必要があれば予算については組み直すこととする。この歳入があるので、また同じ事業を起こすということではない。

会 長 その他あるか。

特に異議がないようなので、原案どおり了承いただいたということで、本件につい

ては本日、答申することによいか。

委員 異議なし

会長 答申については、会の最後に行うこととする。

続いて報告案件に移る。報告案件（1）会津若松市国民健康保険税条例の一部改正（軽減判定所得の改正）について事務局の説明をお願いします。

事務局 国民健康保険税条例の一部改正、軽減判定所得の改正についてである。趣旨としては、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成31年3月29日に公布、4月1日に施行されたことに伴い、国民健康保険税条例の一部を改正するものである。

低所得者の負担軽減を図るため、応益割（一人あたりにかかる均等割、一世帯あたりにかかる平等割）の5割、2割軽減に係る軽減判定所得の基準を引き上げるものであり、負担能力に応じた負担割合とする。先ほどの課税限度額の引き上げと大きな趣旨は同様である。

※軽減判定所得基準改正についての説明（資料3ページの表についての説明）

市では、応益割の均等割、平等割に、所得に応じた所得割を合計して国民健康保険税を算出している。応益割は負担能力にかかわらずご負担いただくものであるため、世帯の所得に応じて軽減する措置がある。基礎控除額33万円と軽減判定所得に世帯の人数をかけた額を加算して得た額が軽減判定所得となる。軽減判定所得以下の所得の場合、税額を軽減するものである。今般の改正は、5割軽減の判定所得の算定式の基準額27万5千円を28万円に引き上げ、2割軽減では50万円を51万円に基準額を引き上げることにより、今まで軽減が受けられなかった方が軽減該当となることから、軽減を受けられる世帯が拡大する。

影響については、2割軽減を新たに受けられることになった世帯が88世帯、2割から5割軽減を受けられることとなった世帯が47世帯、2割軽減の対象世帯の増減としては41世帯の増加となり、5割軽減は47世帯数が増えることになる。

軽減額が増加することによる会計への影響額としては、259万4千円強と試算したところである。軽減額が増えることにより負担が減ることから、国民健康保険の税収が減ることになるが、この軽減は法定軽減であることから全国一律に対応されており、保険基盤安定制度から税収の減収分について、県が3/4、市が1/4負担し、一般会計から国民健康保険特別会計へ繰入れられることから、税収は減少するが、国保会計としては影響がないものと見込まれる

施行期日等については、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

適用区分については、改正後の条例規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるものである。

会 長 質問はあるか。

平林委員 軽減ではないが、被用者保険の制度と絡めてお尋ねしたい。

会社を退職すると、通常国民健康保険へ移る。協会けんぽは、2年間継続して加入していただける。その場合は年間保険料は上限40万くらいである。先ほどの96万円と比べると半分位となっているので、市役所の窓口にどちらが安いかと相談に来る方がおられると思う。協会けんぽの方が安いので、任意継続しますということになるが、リーマンショックの後から、自己都合以外の退職の場合は前年の収入を3割とみなすという制度が始まっており、国民健康保険の減免を受ける。協会けんぽの任意継続者が6,000人いたのが3,000人くらいと減っていることから、国民健康保険制度の減免を受けられていると思われるが、毎年度どのくらいいて、その財政負担がどのくらいなのか教えていただきたい。

事務局 正確な数字ではないが、平成30年度においては、約400世帯が自発的失業者の該当世帯があった。前年の給与所得を3割軽減して判定するので、所得割が減額となるが、全額財政支援があるわけではなく、賦課期日の4月1日時点の基準人数から毎月月末時点でどれだけ増えたかを基準とし、一部国から財政支援があるが、残りについては被保険者全体で支えていただくという仕組みになっている。

平林委員 協会けんぽとしては、医療費の負担は3割負担で同じであるが、国民健康保険の制度には、あまりいい影響を与えていない。協会けんぽの任意継続に残るということもあるのかなとも思う。1年たつと収入がなくなり、国民健康保険のほうが安いので協会けんぽを抜けていく方が多いことから、国には任意継続制度の廃止ができないか要望しているところである。制度間の矛盾が軽減以外もあるということをお委員のみなさんと共有したい。

会 長 その他あるか。

江川委員 2割軽減および5割軽減の金額の区分けは国で行うのか、各自治体の権限なのか。市町村で変更できるのか。

事務局 軽減基準については、法定軽減ということで市町村の裁量なく全国一律であることから、基準については国で決定している。

会 長 質問がないようなので次に、報告案件（2）会津若松市国民健康保険条例の一部改正について事務局の説明をお願いします。

事務局 会津若松市国民健康保険被保険者の適用除外についての条例の一部改正であるが、趣旨としては、児童福祉法の規定により児童福祉施設に入所している児童又は里親に委託されている児童であって、民法の規定による扶養義務者のない者は、国民健康保険から適用除外とするものである。経過としては、平成30年12月に県から、他県において本来適用除外とすべき児童に対して保険料を賦課するという事案が発生したことから、今後その様な不合理が生じないよう、国民健康保険法施行規則第1条第5号に基づき、国民健康保険被保険者とすることが適当でない児童について、適用除外とする規定を条例に定めるよう指導を受け、これに基づき、国民健康保険条例に適用除外の条文を設けようとするものである。現在、会津若松市においては、児童福祉施設に入所又は里親に委託されている児童であって、扶養義務者のない該当児童はいないことから、施行期日については公布の日から施行するとした。

会 長 質問はあるか、

会 長 最後に事務局から何かあるか。

以上で議長の任を解かせていただく。ご協力ありがとうございました。

上記の会議録が、令和元年5月15日に開催された、令和元年度第1回会津若松市国民健康保険運営協議会の記録に相違ないことを証明するために署名する。

令和 年 月 日

会津若松市国民健康保険運営協議会

会 長

印

委 員

印

委 員

印